

【Q&A】

問い1：とうべつEZOCAの作成には費用はかかるのか。

回答1：一切かかりません。年会費も不要です。

問い2：2人以上が同じ住所に居住しており、どちらかが代表して申請する場合は？

回答2：代表の方が全員の身分証明書の用意（提示）をお願いします。

問い3：身分証明書はどのようなものか。

回答3：公的機関が本人へ交付したもので、マイナンバーカードや運転免許証などが身分証明書となります。なお、保険証などに住所の記載が無い場合は、公共料金の支払い済み領収書などを追加で確認させていただきます。

【身分証明書として有効なもの】

（1つ提示で確認できるもの）

- ・マイナンバーカード、運転免許証
- ・運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に交付されたものに限る）
- ・パスポート（令和2年2月4日以降に発行されたものは住所記載の書類が必要）
- ・各種福祉手帳（顔写真、住所の記載があるもの）
- ・在留カードまたは特別永住者証明書（顔写真のあるもの）

（2つ提示で確認できるもの）

- ・健康保険証、共済組合交付の資格確認書
- ・後期高齢者医療資格確認書
- ・各種年金手帳
- ・母子健康手帳
※子どもの確認書類として提示する際は戸籍謄本が必要
- ・児童扶養手当証書
- ・住民票
- ・住民票の記載事項証明書
- ・戸籍の附票

（その他）※2つ提示が必要なもので1つしか用意できない場合に代用可能

- ・国税地方税及び町税の領収書、納税証明書
- ・社会保険料の領収書
- ・公共料金の領収書（電気・水道・ガス・固定電話・NHK）

※外国籍の方は在留カードの提示が無い場合は、戸籍の住民登録が行われていないため対象となりません。

問い4：子どもでも「とうべつEZOCA」を作成できるのか。

回答4：作成可能です。親権者の方が手続きをしてください。

※親権者の方のEZOCA番号が必要です。

問い5：同世帯で住民登録をしているが、現在、施設等に入所している場合は、ポイント付与の対象にはならないのか。

回答5：当別町に住民登録がされており、身分証明書により居住地登録が町内であることが確認できれば対象となります。

問い6：平日に「とうべつEZOCA」を作成できない。

回答6：町内のとうべつEZOCA取扱い店舗またはサツドラ当別店、当別太美店でも手続きが可能なので休日でも作成できます。

問い7：ポイントはいつ付与されるのか。

回答7：令和8年4月末時点で「とうべつEZOCA」をお持ちの方は6月末にポイントを付与します。それ以降は以下のとおりです。

- 令和8年5月1日～6月30日手続き完了：令和8年8月末
7月1日～7月31日手続き完了：令和8年9月末
8月1日～8月31日手続き完了：令和8年10月末

※9月1日以降に手続きを行った場合はポイントを付与できませんので、8月31日までに必ず手続きを完了させてください。

問い8：今後、今回のように「とうべつEZOCA」にポイントが付与されることがあるのか。

回答8：令和8年度から、町の各種検診を受診した方にポイントが付与される事業が開始されています。とうべつEZOCAは紛失されないよう保管やアプリに登録するなどの対応をお願いします。

問い9：ポイントを使用できる店舗はどこにあるのか。

回答9：町内でポイントを使用可能な店舗などは、30店舗以上あります。ただし、一部店舗ではポイントの付与のみ実施している場合がありますので、利用する各店舗にてご確認をお願いします。

【とうべつEZOCA取扱い店舗等】※令和8年6月1日現在

安藤石油販売(株)、カワハラ時計店、(株)小島商店、小林商店、(有)下段モーターズ、泉亭産業(株)、(有)田西薬局、辻野建設工業(株)、(株)当別熱源、(株)並川、藤澤製菓(株)、北成自動車(株)、(有)松岡商事、(株)三木商店、山田産商(株)、社会福祉法人ゆうゆう、ぺこぺこのはたけ、ポイントショップ大江、(有)浅野農場スマイルパーク、(株)You電器、(株)辻野商店つじの蔵、宮永石油(株)、そば切り高陣、(株)tobe北欧の風道の駅とうべつ、大栄商事(株)オフショア、ふれあいホール運営協議会（ふれあい倉庫）、さいわい内科消化器科クリニック、当別町社会福祉協議会、ちいさな居酒屋わか、Companio（カンパニオ）、当別ハイヤー、ハレノドルチェ、puku（プク）、街カフェ日靴、サツドラ当別店・当別太美店（順不同）

※一部の店舗ではポイント付与のみ実施となります。詳しくは店頭でご確認ください。

問い10：とうべつEZOCA以外のEZOCAではポイントは付与されないのか。

回答10：付与できません。当別町オリジナルのEZOCAへの切替えをお願いします。

問い11：クレジットカードカード機能のEZOCAを使用しており、切替えできない。

回答11：お手数料をかけますが、とうべつEZOCAの新規作成をお願いします。

問い12：付与されたポイントはどのように使用できるのか。

回答12：町内の取り扱い店舗での使用や、とうべつポイントカード会主催のイベントで使用することができます。なお、ポイントの使用方法については各店舗で確認をお願いします。

問い13：ポイントの有効期限はあるのか。

回答13：ポイント付与から3年間、ポイント数の変動が無い場合、それまで貯められたポイントが全て失効となりますのでご注意ください。また、物価高騰に対する支援事業となりますので、早期に日常生活に資する日用品などの購入にポイントを使用するようお願いします。

(ポイントの変動とは)

・ポイントを貯める ・ポイントを使う ・ポイントを交換する

問い14：とうべつEZOCA以外のEZOCAを使用しているが、貯めたポイントは無効になるのか。

回答14：ポイントの移行を行いますので、これまで貯めてきたポイントはそのまま引き継いで使用することができます。(移行までに1か月程度かかります)

問い15：紛失・破損した場合は再発行できるのか。

回答15：できます。所定の手続きを行って頂く必要がありますので、お手数料ですが町内の取り扱い店舗で手続きをお願いします。

問い16：家族(2人以上)に付与されたポイント付与を1つにまとめたい。

回答16：6月下旬から令和9年1月上旬まで、サツドラ当別店・当別太美店にポイントを移行できる機器「ビームステーション」を設置予定です。また、書類でのポイント移行の手続きも可能です。

問い17：ポイントはどのように使用するのか。

回答17：町内の取り扱い店舗にて、お支払い時に100ポイントごとに使用することができます。なお、ポイント数を超える支払いは現金などでお支払をお願いします。

問い18：友人や知人の代理でとうべつEZOCAの手続きはできるのか。

回答18：本人確認ができないため手続きはできません。代理で手続きできるのは同居している方で本人の身分証明書を提示していただける場合のみです。

※注意事項

以下のいずれかの項目に該当した場合は、ポイント付与の対象外となります。

- ①当別町民では無い方
- ②とうべつEZOCAの新規作成及び切替え時に虚偽の記載があった場合
- ③身分証明書を提示しない場合（本人確認及び居住地の確認ができないため）
- ④とうべつEZOCAを複数枚作成してポイントの付与を受けようとした場合

不正によるポイントの付与を受けようとした場合、これまで貯めていたポイントを含め、全て無効となり使用できなくなります。また、EZOCA会員からの除名及び再入会もできなくなる可能性がありますのでご注意ください。

【問合せ先】

（ポイント、EZOCAに関すること）

EZOCA事務局

☎：011-231-8018（平日：10時～18時）

（とうべつEZOCA取り扱い店舗に関すること）

とうべつポイントカード会（当別町商工会内）

☎：0133-23-2447（平日：9時～17時）

（本事業に関すること）

当別町 経済部 産業振興課 産業振興係

☎：0133-23-3129（平日：8時45分～17時15分）